

業 務 委 託 契 約 約 定 (単 価 契 約)

(総 則)

第 1 条 発注者及び受注者は頭書の委託契約に関し、この契約書（契約につき契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。）を行ったものを含む。）に定めるもののほか、別途示す仕様書に従いこれを履行しなければならない。

2 受注者は、委託業務実施に関し必要があると認められる場合には、すみやかに発注者に通知し、その指示を受けなければならない。

(権利の譲渡禁止等)

第 2 条 受注者は、発注者の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、受注者が中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であつて、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）第 2 条に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛金債権を譲渡した場合における市の対価の支払による弁済の効力は、盛岡市財務規則（昭和 46 年規則第 33 号）第 59 条第 1 項に規定する支出負担行為の確認を会計管理者等が行なった時点で生ずるものとする。

(一括下請負の禁止)

第 3 条 受注者は、この契約の内容について、契約業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委託し、又は請負せてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

(契約の変更及び中止)

第 4 条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し若しくは実施を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額、委託の期間その他この契約に定める条件について変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(危険負担)

第 5 条 発注者と受注者双方の責めに帰することができない事由により、受注者が業務の全部又は一部を完了することができない場合には、発注者は契約を解除することができる。

(一般的損害)

第 6 条 この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（保険その他によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(検 査)

第 7 条 受注者は、業務が完了したときは、すみやかに発注者に対して作業の完了を証する書類を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による書類を受理したときはすみやかに完了検査を行うものとする。

3 受注者は、前項の完了検査に合格しないときは、直ちに手直しをして再検査を受けなければならない。

(代金の支払い)

第 8 条 受注者は、前条に規定する検査又は再検査に合格したのちに、所定の手続きに従って契約代金の支払いを請求するものとする。

2 前項の契約代金は、頭書の契約金額（単価）に処理量に乗じて得た金額の円未満の端数を切り捨てて得た金額とする。

3 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときはこれを審査し、適正と認めたときは、受理した日から 30 日以内にこれを支払わなければならない。

4 受注者は、発注者の責に帰すべき事由により、前項の規定による契約代金の支払いが遅れたときは、発注者に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定により指定された率をもって計算した遅延利息の支払いを請求することができる。

(発注者の解除権)

第 9 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき、又は履行期間内に履行の見込みがないとき。

- (2) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- (3) 契約の履行にあたり、職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。
- (4) この契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者がその違反を是正しないとき。
- (5) 前4号に掲げるほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (6) 第11条の規定によらず、契約の解除を申し出たとき。
- (7) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知に代えることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から14日を経過したときに生ずるものとする。

（契約が解除された場合等の違約金）

- 第9条の2** 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するとみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者
- 3 受注者は、第1項の違約金を超えて発注者に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（談合その他不正行為に係る解除）

- 第10条** 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、当該命令が確定したとき。
 - (2) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

（受注者の解除権）

- 第11条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合にはこの契約を解除することができる。
- (1) 第4条の規定による契約内容の変更により、契約金額が3分の2以上減少するとき。
 - (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

（契約不適合責任）

- 第12条** 発注者は、成果品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、その修補、不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者の事前の承諾を得て、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追加の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに

に、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。ただし、賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

- 3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が発注者の供した材料の性質又は発注者の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、受注者が、その材料又は指図が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。
- 5 発注者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（損害賠償額の予約）

- 第 13 条** 受注者は、この契約に関して、第10条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、発注者が特に損害額がないと認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を越える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約外の事項）

- 第 14 条** この契約について定めのない事項及び発注者と受注者間に紛争又は疑義の生じた事項については、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。